

過誤納金に係る還付請求権の譲渡通知書（自動車税用）

私（譲渡人）は、自動車税に係る過誤納金の全額の還付請求権を下記のとおり譲渡したので通知します。

年 月 日

地域振興局長 様

譲渡人（4月1日現在の納税義務者）

電話番号（ ） —

フリガナ

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

印

記

譲 受 人	フリガナ 住所又は 所在地		
	フリガナ 氏名又は 名称	電話番号（ ） —	
譲 渡 し た 過 誤 納 金 の 内 訳	年 度	自 動 車 登 録 番 号	抹 消 等 年 月 日	譲受人の代納の有無
		新潟 長岡 新	年 月 日	有 ・ 無
	過 誤 納 金 の 発 生 理 由			※ 過 誤 納 金 額
	・ 抹 消 ・ 重 複 納 付			¥

(記載上の注意事項)

- この書類を提出されるときは、譲渡人の印鑑証明書を添付してください。ただし、過誤納金の発生した自動車税を納付する際に譲受人が「代納である旨の記載」を領収済通知書に明記している場合は、添付を省略できます。
なお、譲受人が代納している場合は「譲受人の代納の有無」欄の「有」を○で囲んだ上、領収証書の写しを添付してください。それ以外の場合は「無」を○で囲んでください。
- 「抹消等年月日」欄は、「抹消登録証明書」や重複納付した領収証書等を確認の上、記載してください。
- 譲渡人が、当年度の4月1日以降に住所（所在地）又は氏名（名称）を変更した場合は、住民票、戸籍抄本等の変更を証する書類を添付してください。
- ※欄は、地域振興局で記入しますので、記入する必要はありませんが、それ以外の欄については、必ず記入してください。空欄があった場合、譲渡人に還付することがありますので御了承願います。
- 譲渡人に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付されないことがあります。

6 この書類の提出期限は、過誤納金の発生理由が生じた日（抹消登録等の日）から1週間以内です。提出期限を超過して提出された場合は、譲渡人（4月1日現在の納税義務者）に還付されることとなりますので御了承願います。ただし、重複納付の場合は直ちに提出していただかないと譲受人に還付できない場合があります。